

## 岡山県成功報酬型企業誘致委託制度仕様書

### 1 委託事業の名称

岡山県成功報酬型企業誘致委託制度

### 2 目的

民間の知識やネットワーク等を活用し、岡山県内への生産・雇用の誘発効果が期待できる企業を誘致する。

### 3 業務委託の期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。なお、委託期間は、岡山県（以下「県」という。）及び委託業者の合意に基づき、更新することができる。

### 4 制度適用申込

委託業者は、岡山県成功報酬型企業誘致制度適用申込書（別紙様式2）により、本制度の適用申込を行う。県は、資格等を審査のうえ、適正と認められる場合は、一般媒介契約の方法により、業務委託契約を締結する。

### 5 委託する業務

県が本制度の対象として指定する県営産業団地内の分譲区画（以下「指定区画」という。）に係る誘致対象企業の探索及び県と誘致対象企業が県有財産売買契約（貸付特約付を含む。以下同じ。）を締結するに至るまでの交渉に関する一切の業務及びその附帯業務とする。

### 6 業務の条件

- (1) 本制度の業務は、この仕様書に定めるもののほか、岡山県成功報酬型企業誘致委託制度実施要領の定めるところにより実施するものとする。
- (2) 本制度の指定区画は別紙「指定区画一覧」のとおりとする。なお、県は、誘致対象企業との売買契約締結等により指定区画の指定を取り消したとき、又は、指定区画に係る不動産の表示等を変更したとき、並びに新たな区画を指定したときは、直ちにその旨を指定区画変更通知（別紙様式1）により委託業者に通知する。
- (3) 委託業者が県に誘致対象企業の紹介を行うときは、誘致対象企業紹介書（別紙様式3）を県に提出するものとする。
- (4) 県は、委託業者から紹介のあった誘致対象企業との交渉の結果、県有財産売買契約を締結しないこととなった場合には、委託業者にその旨を通知することとする。
- (5) 委託業者は、県に紹介した誘致対象企業が指定区画の購入等について具体的な検討をするときは、分譲依頼送付書（別紙様式4）に当該企業が記名押印した分譲依頼書（別紙様式5）を添付して県に提出するものとする。

- (6) 県は、前項の規定により分譲依頼書の提出があった誘致対象企業を審査した結果、当該企業への指定区画の分譲を認めないこととしたときは、遅滞なく委託業者及び当該企業にその旨を通知するものとする。
- (7) 委託業者は、県に紹介した誘致対象企業が指定区画に係る県有財産売買契約を県と締結することを希望したときは、副申書（別紙様式6）に、当該企業が記名押印した県有財産買受申請書（別紙様式7）を添付して県に提出するものとする。
- (8) 県は、前項の規定により提出のあった県有財産買受申請書を審査した結果、その内容を適当と認めたときは、不動産鑑定評価により指定区画の売払価格を算定し、誘致対象企業と指定区画に係る立地協定及び県有財産売買契約を締結するものとする。なお、県は、県有財産買受申請書の内容を不適当と認めたときは、遅滞なく委託業者及び当該企業にその旨を通知するものとする。
- (9) 誘致対象企業の審査は、県が行うものとし、その結果について、委託業者は異議を申し出ることはできない。

## 7 企業誘致業務の完了

委託業者の行う企業誘致業務は、委託業者が誘致対象企業紹介書（別紙様式3）により県に紹介した誘致対象企業が県と指定区画に係る県有財産売買契約を締結した後に、次のいずれかに該当したときに完了するものとする。

- (1) 県有財産売買契約が貸付特約付でないときであって、当該県有財産売買契約に係る所有権移転及び買戻特約の登記が完了したことを県が確認したとき
- (2) 県有財産売買契約が貸付特約付であるときであって、当該県有財産売買契約に係る契約保証金の納付が完了したことを県が確認したとき

## 8 留意事項

- (1) 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、委託業者がその賠償の責めを負うものとする。
- (2) 委託業者は、委託業務の実施に当たって知り得た県又は誘致対象企業に係る情報を県及び誘致対象企業の承諾なく公表し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (3) 委託業者が委託業務の実施に当たって県又は誘致対象企業から提供を受けた資料は、委託業者の責任において保管するものとし、その取扱いについては、提供者の指示に従うものとする。
- (4) 委託業者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本事業の実施に当たり、本仕様書に不都合、変更等が生じた場合、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (個人情報の適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (再委託)

第6 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。

#### (個人情報の返還又は廃棄)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。

#### (点検の実施)

第8 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (事故時の対応)

第9 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。